

平成29年度
三重県留置施設視察委員会
(留置業務管理者に対する意見と措置結果)

三重県警察本部

1 留置施設視察委員会設置の趣旨

- 平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に、三重県留置施設視察委員会が設置されております。

2 委員会の組織 委員の身分

- 委員会は4人の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

3 委員会の権限など

- 委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。

また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

4 委員会の活動状況

- 平成29年度中、4回にわたり委員会の活動を行い、18警察署中9警察署の留置施設を視察しました。
- 視察等の結果を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対して合計17件の意見を述べました。

5 留置施設視察委員会の 意見及び措置

【施設設備関係】

• 意見1

遵守事項が全室から閲覧可能な状態にされたい。
(3施設)

～措置～

遵守事項を閲覧できる場所を増設し、全室から遵守事項が閲覧できるようにしました。

• 意見2

遵守事項が小さく読みにくいため見やすいように改善されたい。

(1施設)

～措置～

遵守事項の文字の大きさに変更し、遠くからでも見やすいように改良しました。

• 意見3

ロッカーについて転倒防止対策をされたい。

(1施設)

～措置～

転倒防止マットを購入し、同マットを本棚下に設置して、転倒防止対策を施しました。

- 意見4

階段踊り場に設置されているロッカーは移動させるなどして広く通路を確保されたい。

(1 施設)

～措置～

ロッカーを移動し、通路の広さを確保しました。

- 意見5

本棚が狭い場所に設置されていることから、設置場所の検討及び転倒防止対策について対策されたい。

(1 施設)

～措置～

転倒防止マットを購入し、同マットを本棚下に設置して、転倒防止対策を施しました。

- 意見6

運動場に設置されている排水パイプを外に出されたい。

(1 施設)

～措置～

現施設においては、運動等の支障とならないように配意をし、今後の施設新築の際の参考とします。

- 意見7

留置担当官の休憩室を十分な休息がとれるように改善されたい。

(1 施設)

～措置～

掃除、換気、布団乾燥などを行い、必要に応じて備品の配置について検討することとし、適切な室内環境を維持することとします。

【処遇関係】

- 意見1

自弁糧食の購入について、他施設と同等の種類
の物を頼めるように配慮されたい。

(1 施設)

～措置～

官弁業者以外の業者との間で自弁糧食が購入できる
ように調整を進めることとします。

- 意見2

他署に比べ自弁のメニューが偏っているため麺
類の購入も出来るよう検討されたい。

(1 施設)

～措置～

今後、麺類の購入もできる自弁業者を調整し、
検討します。

- **意見3**
備え付け書籍を増やすよう検討されたい。
(2施設)

～措置～

蔵書を増やしました。

【衛生関係】

- **意見1**
布団収納について湿気対策をされたい。
(2施設)

～措置～

布団収納庫に、木製のすのこを設置し、風通しがよい状態にしました。

布団乾燥機による布団の乾燥を適宜行うよう改善しました。

- **意見2**
診療室にベッドの配置を検討されたい。
(1施設)

～措置～

必要に応じ簡易ベッドを使用出来るようにしました。

- 意見3

手洗いの石鹼をポンプ式石鹼に変更を検討されたい。

(1 施設)

～措置～

ポンプ式石鹼に変更しました。